

下関市立大学学部教授会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 9 号

改正 平成 27 年 3 月 25 日規程第 33 号
令和 2 年 3 月 2 日規程第 2 号
令和 3 年 3 月 23 日規程第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号）第 8 条第 2 項及び下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成 19 年規程第 3 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、学部に置く教授会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べる。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(構成)

第 3 条 教授会は、専任の教授、准教授、講師、助教及び助手をもって構成する。

(議長)

第 4 条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副学部長がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 教授会は、必要に応じて議長が招集する。

2 教授会は、構成員の過半数の出席（他に別段の定めがある場合を除く。）がなければ開くことができない。

(構成員以外の者の出席)

第 6 条 議長は、特に必要と認めるときは、構成員以外の者を教授会に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第 7 条 議長は、教授会の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第 8 条 教授会の庶務は、学務部教務課において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は議長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に、施行日前の下関市立大学学則（平成17年下関市規則第75号）第58条から第60条までの規定により教授会において審議、議決された事項については、この規程の施行日後も引き続きその効力を有するものとする。

附 則（平成27年3月25日規程第33号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月2日規程第2号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日規程第27号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。